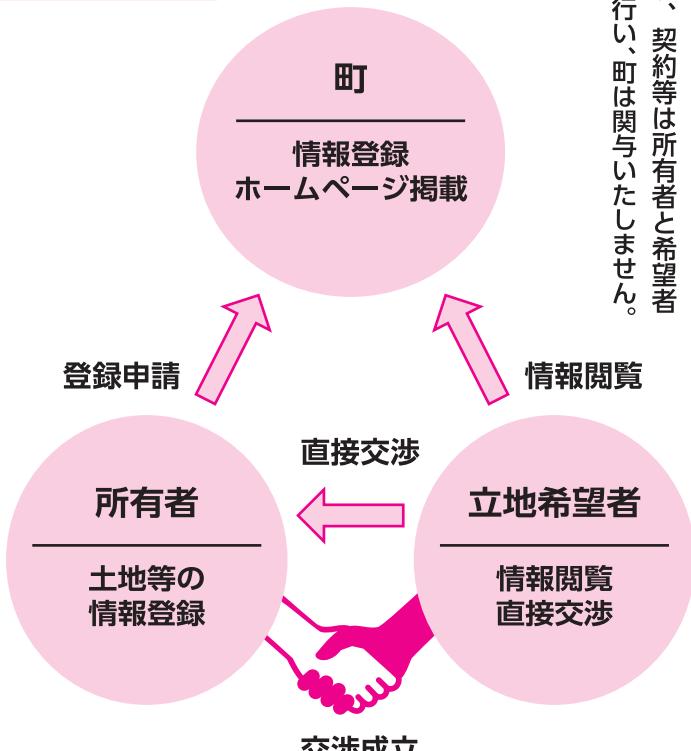


事業用地を探しています!!

「那須町事業用地等情報提供制度」始めました

事業概要



※交渉、契約等は所有者と希望者が直接行い、町は関与いたしません。

現在利用していない土地や工場等をお持ちの方は、情報を寄せください。

町では、雇用機会の拡大と地域経済の発展を図るために、企業誘致の候補地となる土地や工場等の情報を収集し、町内に立地を希望する事業者へ情報提供する「那須町事業用地等情報提供制度」を開始しました。

- ・ 土地 おおむね1,000m²以上で道路に接していること（分譲地内・農地不可）
- ・ 建物 おおむね500m²以上の工場、倉庫、事務所でその敷地は「土地」の要件を満たしていること
- ・ 共有名義の場合は、共有者全員の同意を得ていること

※その他の登録要件や登録方法はお問い合わせください。

- ★企業誘致実現のため皆さまのご協力をお願いいたします。
- 進係 ☎ 72-6906

▼登録要件（一部抜粋）

登録申請	直接交渉
所有者	立地希望者
土地等の 情報登録	情報閲覧 直接交渉
補助金額	交渉成立
5人槽 390,000円 7人槽 474,000円 10人槽（二世帯住宅に限る） 660,000円	

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、単独処理淨

那須高原友愛の森直売所産直部会の会員募集中！

那須高原友愛の森ふれあいの郷直売所は、4月から那須未来株式会社が運営することになりました。これに伴い出荷者の皆さんも、新たに産直部会（会員100名）を設立しました。

直売所では、安全・安心で新鮮な野菜を提供し、皆さんに愛される直売所を目指し、新規会員を募集しています。皆さんも自慢の農産物等を出荷してみませんか。詳しく述べは、お問い合わせください。

課農産物直売所 ☎ 78-7166

合併浄化槽設置補助金制度のご案内

河川などの水質保全のため、くみ取り式トイレ、または単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合等に補助金を交付します。

● 浄化槽の維持管理について
● 清掃 毎年1回以上の清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

認可区域外の一般住宅（ただし、併用住宅は、住居部分の床面積が延べ床面積の2分の1を超えるもの）で、くみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合（既存の単独処理浄化槽は全て撤去する必要があります）等で、国のが基準に合った10人槽以下のものであること。

● 保守点検 年に3～4回の保守点検が必要です。県に登録している保守点検業者に委託することができます。

● 水質検査（法定検査） 每年1回の受検が義務づけられています。（県内では、栃木県浄化槽協会が指定検査機関です）

● 問合せ ☎ 72-6919

○ 栃木県浄化槽協会 ☎ 028-633-1650